



鳥取県公報

平成 23 年 3 月 25 日 (金)
号外第 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県暴力団排除条例施行規則 (5) (組織犯罪対策課) 2

公安委員会規則

鳥取県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月25日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

鳥取県公安委員会規則第5号

鳥取県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第2条 条例第13条第1項第9号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則(昭和35年文部省令第11号)第3条第11号に掲げる青少年教育施設とする。

(調査の手続)

第3条 条例第23条の規定による説明又は資料の提出の求めは、説明・資料提出要求書(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第23条の規定により説明又は資料の提出を求められた者(以下「調査対象者」という。)は、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときを除き、鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、説明・資料提出要求書に定められた提出期限までに説明・資料提出書(様式第2号)を提出するものとする。

3 公安委員会は、条例第23条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおくものとする。

4 公安委員会は、調査対象者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

(口頭による説明の聴取)

第4条 公安委員会は、前条第1項の規定による説明の求めに当たって口頭による説明を求めたときは、警察本部長が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

2 口頭による説明を求められた調査対象者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、口頭による説明日時等変更申出書(様式第3号)により口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により説明の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を口頭による説明日時等決定通知書(様式第4号)により口頭による説明を求めた調査対象者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第5条 条例第24条の規定による勧告は、勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(事実の公表の方法等)

第6条 条例第25条第1項の規定による公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第25条第1項の規定により公安委員会が公表をしようとする者(以下「公表対象

者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第7条 公安委員会は、条例第25条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、公表対象者に対し、意見の聴取通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 条例第25条第2項の規定により意見を述べる機会を与えられた公表対象者(以下「意見陳述者」という。)は、口頭による意見の聴取が行われる場合を除き、公安委員会に対し、意見の聴取通知書に定められた提出期限までに申述書(様式第7号)を提出するものとする。

3 意見陳述者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

4 公安委員会は、条例第25条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間をおくものとする。

5 公安委員会は、意見陳述者が提出期限までに申述書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しない場合は、意見が無かったものとして取り扱う。

(口頭による意見の聴取)

第8条 公安委員会は、前条第1項の規定による意見の聴取を口頭により行うときは、警察本部長が指定する警察職員に意見を聴取させることができる。

2 口頭により意見を述べる機会を与えられた意見陳述者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、口頭による意見の聴取日時等変更申出書(様式第8号)により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を口頭による意見の聴取日時等決定通知書(様式第9号)により意見陳述者に通知しなければならない。

(代理人の選任)

第9条 調査対象者又は意見陳述者(以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書(様式第10号)を公安委員会に提出しなければならない。

4 当事者は、第1項の規定により選任した代理人を解任したときは、代理人解任届出書(様式第11号)を公安委員会に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第3条から第9条まで及び様式第1号から様式第11号までの規定は、同年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会

印

鳥取県暴力団排除条例第23条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

1 説明を求める場合

説明を求める理由及び内容	理由	
	内容	
説 明 の 方 法	書面・口頭	
書面による説明を求める場合	提 出 期 限	年 月 日まで
口頭による説明を求める場合	理 由	
	出頭すべき日時	年 月 日 時 分
	場 所	

2 資料の提出を求める場合

資料の提出を求める理由及び内容	理由	
	内容	
資料の提出期限	年 月 日まで	

説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏面)

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、鳥取県暴力団排除条例第25条第1項の規定により、鳥取県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 説明又は資料の提出は、別添の説明・資料提出書によるものとします。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、出頭すべき期日に
出頭しないとき）は、鳥取県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、
鳥取県公安委員会に対し、所定の説明日時等変更申出書により、説明の日時又は場所の変更を申し出
ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際しては、代理人を選任できますので、この説明・資料提出要求書の番号及
び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をするこ
とを委任する旨を明示した所定の代理人選任届出書を鳥取県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書
を持参してください。

様式第2号（第3条関係）

説 明 ・ 資 料 提 出 書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊞

鳥取県暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
説 明 の 内 容	
提 出 資 料 の 内 容	
備 考	

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 代理人が記載したときは、代理人の氏名及び住所並びに代理人である旨を記載し、備考欄に説明又は資料の提出を求められた者の氏名及び住所を記載すること。

様式第3号（第4条関係）

口頭による説明日時等変更申出書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊞

鳥取県暴力団排除条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の 番 号 及 び 日 付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
変更申出の理由			

注 変更申出事項の欄は、変更を申し出る事項のみを記載すること。

様式第4号（第4条関係）

口頭による説明日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

鳥取県暴力団排除条例施行規則第4条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
-----------------------	--------------

口頭による説明の日時又は場所の変更決定の内容

変更事項	変更前	日時	
		場所	
	変更後	日時	
		場所	

口頭による説明の日時又は場所を変更しない旨の決定

説明の日時又は場所 を変更しない理由	
-----------------------	--

備考 該当する の中にレ印をつけること。

様式第5号（第5条関係）

勸 告 書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会

印

鳥取県暴力団排除条例第24条の規定により、次のとおり勸告します。

勸告の原因となる事実	
勸告の内容	

この勸告を受けた者が正当な理由なく当該勸告に従わなかったときは、鳥取県暴力団排除条例第25条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第6号（第7条関係）

（表面）

意見の聴取通知書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会

印

次のとおり意見の聴取を行いますので、鳥取県暴力団排除条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

予定される公表の原因となる事実		
意見の聴取の方法	書面・口頭	
書面による意見の聴取を行う場合	提出期限	年 月 日まで
口頭による意見の聴取を行う場合	理 由	
	出頭すべき日時	年 月 日 時 分
	場 所	

意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりです。

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(裏 面)

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 書面による意見の提出は、所定の申述書によるものとします。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、出頭すべき期日に出頭しないとき。）は、鳥取県公安委員会は、意見が無いものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、鳥取県公安委員会に対し、所定の口頭による意見の聴取日時等変更申出書により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見を述べるに当たっては、代理人を選任できますので、この意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した所定の代理人選任届出書を鳥取県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取期日に出頭する場合には、この意見の聴取通知書を持参してください。

様式第7号（第7条関係）

申 述 書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所

氏 名

印

鳥取県暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第8号（第8条関係）

口頭による意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊞

鳥取県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の 番号及び日付		第 号 年 月 日	
変更申出事項	変更前	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
	変更希望	日 時	年 月 日 時 分
		場 所	
変 更 申 出 の 理 由			

注 変更申出事項の欄は、変更を申し出る事項のみを記載すること。

様式第9号（第8条関係）

口頭による意見の聴取日時等決定通知書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 印

鳥取県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

意見の聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
---------------------	--------------

口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更決定の内容

変更事項	変更前	日時	
		場所	
	変更後	日時	
		場所	

口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更しない旨の決定

意見の聴取の日時又は 場所を変更しない理由	
--------------------------	--

備考 該当する口の中にレ印を付けること。

様式第10号（第9条関係）

代 理 人 選 任 届 出 書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊞

鳥取県暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり代理人を選任しましたので、同条第3項の規定により提出します。

選 任 し た 代 理 人	住 所	
	氏 名	
代 理 人 を 選 任 し た 年 月 日	年 月 日	
代 理 人 に 委 任 し た 行 為	説明又は資料の提出に関する一切の行為 意見の陳述に関する一切の行為	
選 任 し た 代 理 人 に 係 る 説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書	番 号	第 号
	日 付	年 月 日
選 任 し た 代 理 人 に 係 る 意 見 の 聴 取 通 知 書	番 号	第 号
	日 付	年 月 日
選 任 し た 代 理 人 の 有 す る 資 格 又 は 当 事 者 と の 関 係		

注1 代理人に委任した行為の欄は、該当する行為に 印を付けること。

2 説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付については、注1により 印を付けた行為に係るものの番号及び日付のみを記載すること。

添付書類 代理人に当該行為を委任したことを証する書類

様式第11号（第9条関係）

代 理 人 解 任 届 出 書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住 所

氏 名

㊟

選任していた代理人を次のとおり解任したので、鳥取県暴力団排除条例施行規則第9条第4項の規定により提出します。

解 任 し た 代 理 人	住 所	
	氏 名	
代 理 人 を 解 任 し た 年 月 日	年 月 日	
代 理 人 に 委 任 し て い た 行 為	説明又は資料の提出に関する一切の行為 意見の陳述に関する一切の行為	
解 任 し た 代 理 人 に 係 る 説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書	番 号	第 号
	日 付	年 月 日
解 任 し た 代 理 人 に 係 る 意 見 の 聴 取 通 知 書	番 号	第 号
	日 付	年 月 日

注1 代理人に委任していた行為の欄は、該当する行為に 印を付けること。

2 説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付については、注1により 印を付けた行為に係るものの番号及び日付のみを記載すること。